

平成29年10月30日（月）

国道311号（尾鷲市早田町～三木浦町）の法面崩落による通行止めについて（3）

台風21号による大雨により、国道311号の尾鷲市早田町地内、及び三木浦町地内の2か所で法面崩落が発生し、崩土が道路上に流れてきたことから、10月23日（月）午前6時30分から通行止めを行っています。

現在、早期交通解放に向け、応急対応を行っているところですが、現在の状況をお知らせします。

1 通行止めの状況

- ・通行止め区間：尾鷲市早田町地内～三木浦町地内
- ・通行止め延長：2.7km
- ・迂回路：有（国道42号熊野尾鷲道路）

2 法面崩落の状況、及び現在の対応（早田町）

- ・崩落の大きさ：延長約20m、高さ（最大）約10m
- ・道路面に崩土及びコンクリート塊約300m³が堆積しています。
- ・災害協定に基づき、(株)紀南組に応急復旧工事を依頼し、崩土及びコンクリート塊の撤去、仮設防護柵の設置を行います。
- ・10月27日（金）から、崩土及びコンクリート塊の撤去を開始しています。撤去完了後、仮設防護柵を設置します。
- ・順調にいけば11月5日頃までに作業完了予定です。

3 法面崩落の状況、及び現在の対応（三木浦町）

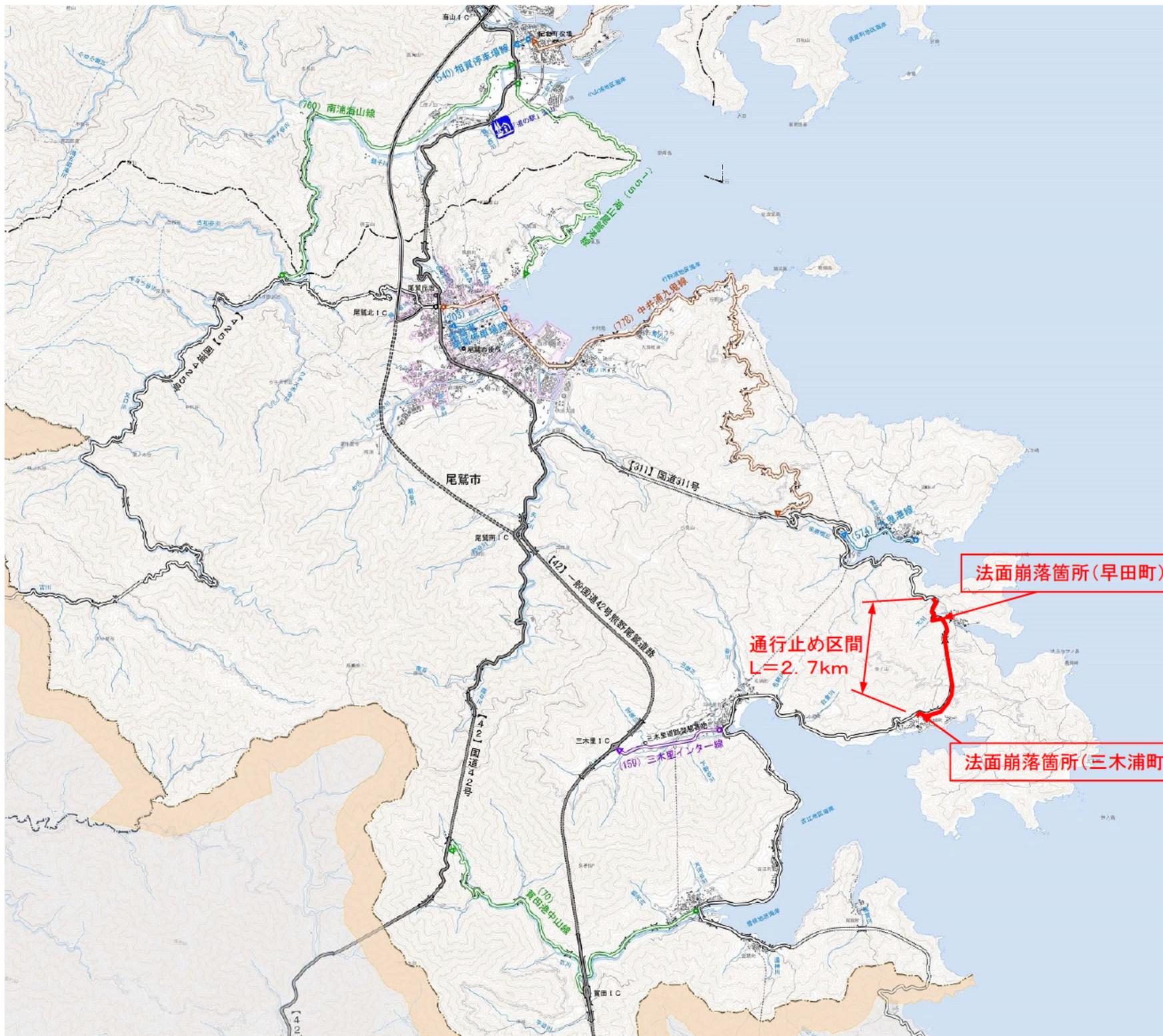
- ・崩落の大きさ：延長約30m、高さ（最大）約20m
- ・道路面に崩土約1000m³が堆積しています。
- ・崩土と共に立木、電柱（電線も含む）も倒れています。
- ・災害協定により、(株)中村組に応急復旧工事を依頼し、崩土の撤去、立木の撤去、仮設防護柵の設置を行います。
- ・上記作業に先立ち、複数の電線事業者と調整を実施し、10月26日（木）までに架空線（電線）の撤去、移設を完了しました。
- ・10月27日（金）から、立木の撤去を開始しています。立木撤去後に崩土撤去を開始します。

4 問合せ先

三重県尾鷲建設事務所 道路・公園課（電話：0597-23-3533）

【関連資料】

- ・位置図、写真（早田町）、写真（三木浦町）



法面崩落箇所(早田町)

通行止め区間
L=2.7km

法面崩落箇所(三木浦町)



応急復旧作業状況(尾鷲市早田町)



応急復旧作業状況(尾鷲市三木浦町)